

おびしんホームバンキングサービス規定

2020年1月20日現在

1. おびしんホームバンキングサービス<振込・振替・照会>取引

- (1) 「おびしんホームバンキングサービス<振込・振替>」(以下「振込・振替サービス」といいます。)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)の占有管理する端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店または他行の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 「おびしんホームバンキングサービス<照会>」(以下「照会サービス」といいます。)は、依頼人の占有管理する端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された照会対象口座(以下「預金口座」といいます。)の取引内容・残高を照会するときにご利用いただけます。
- (3) 占有管理する端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た電話番号の端末を使用して送信してください。
なお、HB種別が「VALUX」の場合は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た接続IDの端末を使用して送信してください。
- (4) 入金指定口座への入金、支払指定口座と入金指定口座とが同一店内の場合は「振替」、その他は「振込」として取扱います。

2. 振込・振替または照会の受付等

- (1) 振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合、もしくは照会サービスを利用する場合は、当金庫の定めた番号の電話あてに送信を行う、あるいはVALUX対応ソフトにより通信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を占有管理する端末により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した支払指定口座または照会口座の店番号・預金の種類と口座番号、暗証番号および占有管理する端末の電話番号または接続IDが、当金庫へお届出の店番号・預金の種類と口座番号、暗証番号および占有管理する端末の電話番号または接続IDと一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) 振込・振替サービスにおけるご依頼の内容については、当金庫が振込・振替確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) 振込・振替サービスにおけるご依頼の内容が確定した場合、当金庫は支払指定口座から振込金額または振替金額と振込手数料を引落しのうえ、当金庫所定の方法で届出の指定口座へ振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(定期性総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定またはカードローン契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ指定した金額の範囲内とします。また、振込・振替サービスおよび照会サービスの利用時間は、当金庫が定めた時間内とします。
- (7) 以下に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱いはできません。
 - ① 受付時に、振込金額または振替金額と振込手数料金額との合計額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (8) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。また、振替処理において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

3. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 振込の場合は、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 組戻手続きを行った場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。
- (4) 基本手数料は、毎月 10 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、あらかじめ指定された手数料決済口座から自動的に引落します。
- (5) 上記の基本手数料および振込手数料等は、第 11 条の規定に基づき変更することがあります。

4. 取引内容の確認

- (1) 振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表等により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. 不正な振込等

- (1) 占有管理する端末、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込等については、以下のすべてに該当する場合、依頼人は当金庫に対して当該振込等にかかる損害について、当金庫が別途定める基準に基づき、補てんを請求することができます。
 - ① 依頼人が本サービスによる不正な振込等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。
 - ③ 依頼人が警察署へ被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。
- (2) 不正な振込等による損害額の補てんの請求がなされた場合、不正な振込等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に 30 日を加えた日数まで遡った期間とします。）前日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の全部または一部を補てんするものとします。

ただし、当該振込等が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。

なお、不正な振込等による被害の通知が、占有管理する端末、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
 - ① 不正な振込等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 依頼人の配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - B. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な振込等が行われた場合

6. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話またはインターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、振込・振替サービスにおいて、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際もしくは照会依頼の受付の際、送信された支払指定口座または照会口座の店番号・預金の種類と口座番号、暗証番号および占有管理する端末の電話番号または接

続ID、受取人番号が、当金庫へお届けの店番号・預金の種類と口座番号、暗証番号および占有管理する端末の電話番号または接続ID、受取人番号と一致した場合は、暗証番号等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、不正な振込等による損害額の補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

7. 届出事項の変更等

暗証番号、指定預金口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、不正な振込等による損害を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 解約

(1) 都合解約

この取扱い、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

(2) サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- ① 1年以上にわたり、この取扱いによる振込・振替およびデータ伝送が発生しない場合
- ② 利用手数料の支払いが遅延した場合
- ③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合
- ⑤ 支払いの停止または破産、特別精算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき
- ⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑧ 当金庫の規定に違反するなど、当金庫がサービスの中止を必要とする相当の事由があったとき
- ⑨ サービス利用口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑩ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ⑪ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座貸越約定書およびカードローン契約書により取扱います。

10. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

11. 規定の変更等

当金庫は、この規定の各条項その他の条件(この規定の各条項において個別に変更する旨がある旨を定めるものを含みますが、これらに限られません)を変更する必要がある場合には、お客様に個別に通知することなく、店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で、変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日を周知することにより合理的な範囲で任意に変更できるものとします。

変更の効力発生日以降は変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上